
規 則

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第12号

**高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を
改正する規則**

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（昭和37年高知県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

◎ 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部
を改正する規則